

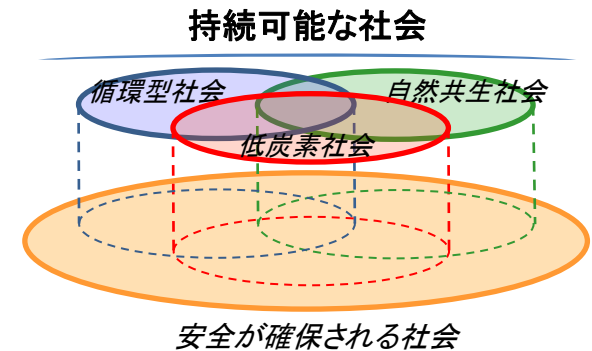
# 参考資料

## 第四次環境基本計画の概要

環境基本計画とは、環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。これまでに3回（平成6年、12年、18年）策定。

### 目指すべき持続可能な社会の姿

- 低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成
- その基盤として、「安全」を確保



### 持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向 (今後の環境政策の展開の方向)

- ①政策領域の統合による持続可能な社会の構築（環境・経済・社会、環境政策分野間の連携）
- ②国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化（国益と地球益の双方の視点）
- ③持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- ④地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

## 9つの優先的に取り組む重点分野

### 1-1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

- 個人や事業者の環境配慮行動の浸透、環境配慮型商品・サービスの普及により、経済・社会のグリーン化を進める。
- 技術革新、新たな価値の創出や社会システムの変革を含むグリーン・イノベーションを推進。2020年に環境関連新規市場50兆円超、新規雇用140万人創出を目指す。

### 1-2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

- 我が国の経験や技術を提供することによって、途上国において増大する環境負荷を低減するための支援を積極的に行っていく。
- 国益と地球益双方を確保するため、国際社会にとって公平で実効的な枠組み形成や国際協力に戦略的に取り組む。

### 1-3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

- 国民全体が森林、農地、河川、都市等の国土の有する価値を保全・増大させ、将来世代に引き継いでいく考え方を共有し、これに取り組んでいく社会を構築する。
- 持続可能な地域づくりのため、文化、人材、コミュニティを含む地域資源の活用を進め、地域づくりの担い手の育成と各主体間のネットワークの構築・強化を進める。
- 環境政策形成に資する環境情報の充実や環境影響評価制度の充実・強化に取り組む。

### 1-4. 地球温暖化に関する取組

- 2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。
- 2013年以降の地球温暖化対策については、エネルギー政策の見直しと表裏一体で検討し策定する新たな温暖化対策の計画に基づき、施策を進める。また、カンクン合意に基づき、先進国・途上国の排出削減に取り組む。
- 2013年以降の国際交渉について、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを早急に構築するために、国際的議論に積極的に貢献。

### 1-5. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

- 愛知目標の達成に向け、平成24年度に生物多様性国家戦略を改定し、今後の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国としての方向性を明らかにし、これに基づく取組を進める。
- 農林水産業の復興により、失われた生物多様性の回復・維持を図り、本来生態系が有する回復能力（レジリエンス）の強化を通じて国土の自然の質を向上させる。
- 生態系や生息・生育地のつながりに加え、人や文化などのつながりも一体的に捉え、広域的・横断的な取組を進める。

### 1-6. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

- 有用な資源の回収・有効活用により資源確保を強化する。また、環境産業の確立、環境配慮を通じた成長の達成、グリーン・イノベーションの実現を目指す。
- 地域の経済・文化等の特性や人と人のつながりに着目した地域循環圏を形成する。
- 災害に強い廃棄物処理体制の構築や有害物質の適正な処理等、安全・安心の観点からの取組を強化する。

### 1-7. 水環境保全に関する取組

- 流域全体を視野に入れ、地域の特性や生物多様性の保全を念頭に、良好な水環境の保全に取り組む。
- 我が国の水環境保全に関する技術と経験を活かし、国際的な水問題の解決に貢献する。その際、我が国の水関連産業の国際競争力強化も進める。
- 東日本大震災を踏まえ、災害に強い地域づくりを進めるとともに、森・里・海の関連を取り戻し、自然共生社会の実現を図る。

### 1-8. 大気環境保全に関する取組

- 大都市地域における大気汚染や光化学オキシダント、PM2.5及びアスベスト等に対する取組を強化する。
- 騒音、ヒートアイランド現象等の生活環境問題に対する取組を推進する。
- 環境的に持続可能な都市・交通システムの実現を図る。

### 1-9. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

- 科学的な環境リスク評価の効率的な推進を図る。その結果に基づき、化学物質の製造から廃棄・処理までのライフサイクル全体のリスクを削減する。
- 安全・安心の一層の推進に向けて、リスクコミュニケーションを推進し、各主体の環境リスクに対する理解の増進とリスク低減に向けた取組の基盤を整備する。
- アジア地域における化学物質のリスク低減と協力体制の構築に向けた取組を含め、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む。

## 震災復興、放射性物質による環境汚染対策

### 2. 東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項

特に、被災地における①自立・分散型エネルギーの導入等の推進、②広域処理を含む災害廃棄物の処理、③失われた生物多様性の回復等の取組 に取り組む。

### 3. 放射性物質による環境汚染からの回復等

- ① 特措法、特措法に基づく基本方針、「中間貯蔵施設等の基本的な考え方」、「除染ロードマップ」に基づく放射性物質による汚染廃棄物の処理、除染等の取組の実施
- ② 放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響の把握
- ③ 環境基本法等の改正を踏まえ、今後の放射性物質による環境汚染に対する対応の検討 に取り組む。

# 中央環境審議会意見具申(平成26年7月)

「低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築～『環境・生命文明社会の創造』～」

## 互いに影響し合い複合化する環境・経済・社会の諸問題

環境	経済	社会
<ul style="list-style-type: none"><li>● 顕在化しつつある気候変動問題</li><li>● 生物多様性の減少</li><li>● 資源の大量消費・大量廃棄</li><li>● 化学物質リスク、除染、公害健康被害の補償・救済</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 新たな成長分野の開拓の必要性</li><li>● 化石燃料の大量輸入による資金流出</li><li>● 社会保障費の増大と財政赤字</li><li>● 地域経済の疲弊</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 人口減少・超高齢化、地方の“消滅”</li><li>● 市街地の拡散等による交通弱者の発生等</li><li>● 東日本大震災を契機とした価値観の変化</li><li>● コミュニティの衰退</li></ul>

現時代が直面する複合的諸課題にトータルに鋭く切り込む新たなアプローチ

### 環境と生命・暮らしを第一義とする文明論的時代認識と真に持続可能な循環共生型の社会像の追求 ～環境・生命文明社会の創造～

- 100年後まで見通した新たなパラダイム
- 環境への負荷の少ない、循環を基調とする社会経済
- 地域の主体性を最大限に生かしながら、ネットワーク機能を合わせ持つ魅力あるしなやかな社会の創出
- 長期的な国の活力と魅力を引き出す国土のグランドデザイン
- 人と自然のいのちの輝きを実感できる社会
- 自然の恵みを基調としたコミュニティや伝統文化の再生
- 健康寿命の延伸と社会保障費の抑制
- 日本の技術力を生かした地域・世界への貢献

「技術」、「社会システム」、「ライフスタイル」のイノベーションを主軸として、地域から世界までをカバーする6つの基本戦略を展開

環境と経済の好循環

グリーン経済

地域経済循環の拡大

地域活性化

健康で心豊かな暮らしの実現

健康と豊かさ

ストックとしての国土価値の向上

国土価値の向上

あるべき未来を支える技術の開発・普及  
環境技術

環境外交を通じた22世紀型パラダイムの展開  
環境外交

低炭素・資源循環・自然共生を束にした統合的な環境政策

# 環境・生命文明社会の創造のための 3つのイノベーションを軸とした「6つの基本戦略」

低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチにより、我が国が直面する複合的な諸課題を解決すべく、「技術」「社会システム」「ライフスタイル」のイノベーションを軸として、地域から世界まで6つの基本戦略を展開

## 技術

イノベーション

## 社会システム

イノベーション

## ライフスタイル

イノベーション

△環境と経済の好循環の実現▽

△地域経済循環の拡大▽

△健康で心豊かな暮らしの実現▽

△ストックとしての国土の価値向上▽

△あるべき未来を支える技術の開発・普及▽

△環境外交を通じた

新たな22世紀型パラダイムの展開▽

日本発で世界をリード

活力と魅力ある地域づくりで日本を再生



# 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」について

○本年9月25日に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択する国連サミットで採択された2016年以降2030年までの国際目標。

○人間中心など我が国が重視する人間の安全保障の理念を反映した考え方や、貧困・保健・教育・防災・環境・気候変動等、我が国が重視してきた要素が盛り込まれている。

○序文、政治宣言、持続可能な開発目標(SDGs: 17ゴール(下記)、169ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成。先進国を含む全ての国に適用されるユニバーサリティが最大の特徴。

○採択後は、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それら行動のフォローアップ及びレビューが必要。

○17のゴールのうち、少なくとも12が環境関連。我が国としてもアジェンダの実施に向け、気候変動、持続可能な消費と生産(循環型社会形成の取組等)等の分野において国内外における施策を積極的に展開していく。

## SDGs: 17ゴール

※下線部分は環境関連のゴール

環境・経済・社会の包括的なゴール

1. 貧困の撲滅
2. 飢餓撲滅、食料安全保障
3. 健康・福祉
4. 万人への質の高い教育、生涯学習
5. ジェンダー平等、女性の能力強化
6. 水・衛生の利用可能性
7. エネルギーへのアクセス
8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用
9. 強靱なインフラ、工業化・イノベーション
10. 国内と国家間の不平等削減

11. 持続可能な都市
12. 持続可能な消費と生産
13. 気候変動への対処
14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な使用
15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性
16. 平和で包摂的な社会の促進
17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

# 英国の事例「炭素予算」と気候変動委員会

- カーボン・バジェット(炭素予算)は、地球の平均気温を一定の温度上昇に抑えるために許容される温室効果ガスの排出総量、または、その管理計画を指す概念である。
- 英国では、気候変動法(Climote Change Act 2008)により、2050年までに少なくとも80%を削減することが義務付けられており、この目標達成のために国全体で排出可能な炭素総量である炭素予算を設定。英国は、法的拘束力のあるバジェットを設定した初めての国である。
- 炭素予算は、「気候変動委員会」の助言を受けて、主務大臣が策定する。
- 炭素予算の策定に当たっては、①気候変動に関する科学的知見、②技術、③経済状況、④財務状況、⑤社会的状況、⑥エネルギー政策、等について考慮すべきこととなっている。

## 気候変動委員会

政治的影響から離れ、科学的知見を重視した政策形成を図るための重要な機関として設置された。

- 2050年目標や炭素予算等に関し主務大臣に「助言」を行う独立した政府機関である「気候変動委員会」が同法に基づき設立されている。政府が「助言」を受け入れない場合は、合理的な理由を説明する責任がある。
- 環境、気象、経済等の6～9名の専門家の委員で構成され、独自の事務局も有する。
- 気候変動委員会は、毎年、炭素予算及び2050年目標の達成に向けた経過、達成に向けて必要な進展、達成の可否の見通しに係る報告書を国会に提出しなければならない(主務大臣は、これに対して、応答義務を有する)。

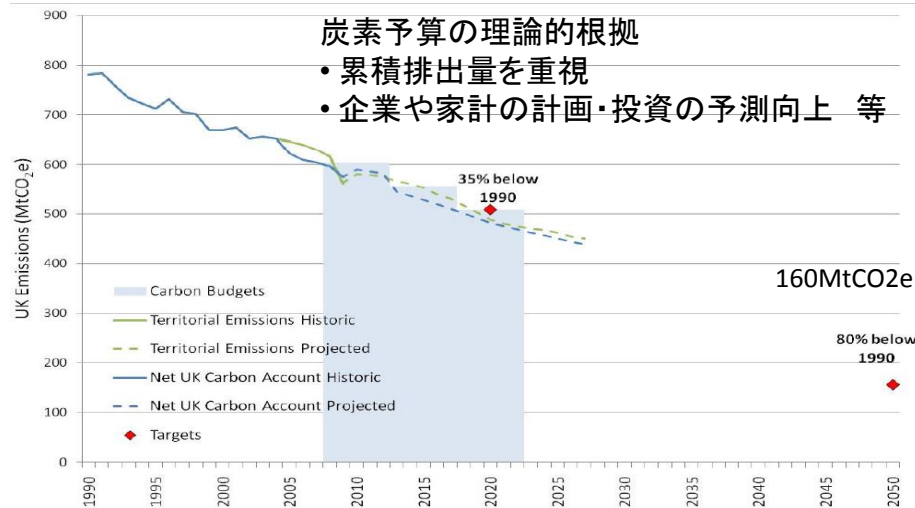


図. 英国GHG排出量の排出実績と予測

出典: DECC(2011) "Impact Assessment of Fourth Carbon Budget Level"

期間	第1期	第2期	第3期	第4期
	2008～ 2012	2013～ 2017	2018～ 2022	2023～ 2027
<b>Carbon Budget</b>	3,018	2,782	2,544	1,950
内訳ETS対象部門	1,233	1,078	985	690
非ETS対象部門	1,785	1,704	1,559	1,260
<b>90年比平均年間削減率</b>	▲22%	▲28%	▲34%	▲50%

表 第1期～第4期バジェット[百万tCO<sub>2</sub>e]

出典: UK government(2011) "Carbon Plan"